



雪解の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

プリンターを入れ替えたため、今後のお便りはモノクロでご容赦ください。

## 重要情報

### 1. 国外財産調書の罰則規定はじまる

年末時点で外国に時価5千万円超の財産を保有する方は、翌年3/15までに国外財産調書を税務署に提出しなければなりません。理由ない提出拒否や虚偽記載の場合の罰金懲役規定が、H27.1.1から適用となっています。

### 2. 平成21年～22年取得土地譲渡特例スタート

本特例は対象年中取得土地を5年経過後に譲渡した場合に、譲渡所得から1千万円まで特別控除を認めるというもの。平成21年中に取得した土地については、まさに本年以降の譲渡から適用開始となっています。

### 3. 相続税取得費加算の譲渡特例改正

相続により取得した財産を相続申告期限から3年以内に譲渡した場合には、譲渡所得の計算上、相続税の一部を取得費に加算することができます。本年1月以降の相続による取得土地については、加算額の計算が改正されました。

## 元バックパッカー赤羽の旅噺(バナー)



【アルゼンチン：サンタクルス】40時間のバスの旅、名前も場所もわからない異国の土地をどどん行き、旅情に浸ります。1度目の中継点で、耳を疑いました。「…よ！…ね？」母音の使い方がまざれもなく日本語です。でも…、子ども？信じられない。「あー、出ちゃったあ！」「あー、大丈夫、ほら上向いて。」間違いなく、母と子の会話でした。思わず身を乗り出すと栗毛の男の子が鼻血を出し、金髪のお父さんと黒髪のお母さんがあたふたしていました。常に携帯している芯を抜いたトイレトペーパーを差し出すと、お父さんは感謝しながら床に垂れた鼻血を拭きました。ご主人の帰省だそうです。別れ際、男の子から日本のガムとテレクラのティッシュをもらいました。海外で日本人を避ける旅行者もいるけれど、遠く、観光地でない異国の地で邦人に会おうと、親しみがわきます。

## ☆事務所からの連絡☆

確定申告期間中は、事務処理にお時間を頂戴してまいりますので、変わらぬご理解のほど、重ねてお願い申し上げます。

## 3月のイベント

- ・確定申告期限です！  
所得税(3/16月)  
贈与税(3/16月)  
個人消費税(3/31火)

## 税金マメ知識

前回に引き続き確定申告の留意点です。

- 土地建物の譲渡所得は保有期間の長期（譲渡年元日までに5年超）と短期（前期以外）とで、適用税率が倍違います。1日の差で決まりますので慎重に。
- 本業は会社員なのに趣味や副業を事業所得と称して赤字を給与と通算する脱税行為が一時期話題となりました。通常の副業は雑所得に区分され赤字は通算できません。
- 副業を雑所得として申告する場合も必要経費に何でも入れていいわけではありません。特に家事費の区別が曖昧なものでは否認されるリスクがあります。
- 医療費控除は健康器具や文書料などは基本的に対象外ですが、治療に必要な大病院への紹介状や、医師の指導に基づく血圧計・白内障治療のための眼鏡購入費は診断書・処方箋添付等で対象となることも。

## 晩酌のじかん

酒が好きだと料理もすきになる気がします。ワインの人は地中海料理などに凝りますし、日本酒の人は魚をさばき始めます。

わたしやビール（第三の！）、焼酎なんで専ら居酒屋メニューですね。最近のおもちゃは七輪です。ウィスキーも入りたいのですがあまり着のイメージがありませんね。



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540  
Mailto:[tax.akahane@ksk.red](mailto:tax.akahane@ksk.red)